

公 示

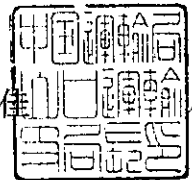
令和7年度整備管理者選任後研修の実施について

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第46条及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第3条の5に規定する整備管理者研修を下記のとおり実施するので公示する。

令和7年6月30日

中国運輸局山口運輸支局長

藤井 利佳



記

1. 研修日時及び会場

[日時] ① 令和7年10月14日（火）

受付13:00～13:30 研修時間13:30～16:00

② 令和7年10月27日（月）

受付13:00～13:30 研修時間13:30～16:00

③ 令和8年 1月13日（火）

受付13:00～13:30 研修時間13:30～16:00

[会場] 山口県健康づくりセンター 多目的ホール

（〒753-0814 山口県山口市吉敷下東三丁目1番1号）

2. 研修対象者

自動車運送事業者の整備管理者（道路運送車両法第50条の規定により選任されている整備管理者に限る）であって、次に該当する者。

（1）令和7年度に整備管理者として新たに選任された者（※）

（ただし、令和7年度に整備管理者選任前研修を受講した者はこの限りではない。）

（※）「新たに選任された者」とは、当該事業者において整備管理者として初めて選任された者のことをいい、当該事業者において、過去に整備管理者として選任されていた者や他の使用の本拠の位置で選任されていた者は、これに該当しない。

（2）令和6年度の整備管理者選任後研修を受講していない者

3. 携行品

- （1）筆記用具
- （2）身分証明書及び整備管理者手帳
- （3）資料代1,100円

4. 受講申込方法等

[申し込み方法]

下記の予約システムにアクセスし、受講したい研修を選択して予約してください。

予約システム：<https://seminar-reservation.jp/seminar>

〈注1〉選任前と選任後の間違いが多数あるため、研修日時を確実にご確認ください。

〈注2〉各協会に加入されている事業者の整備管理者にあっては、各協会へ申し込みを行ってください。

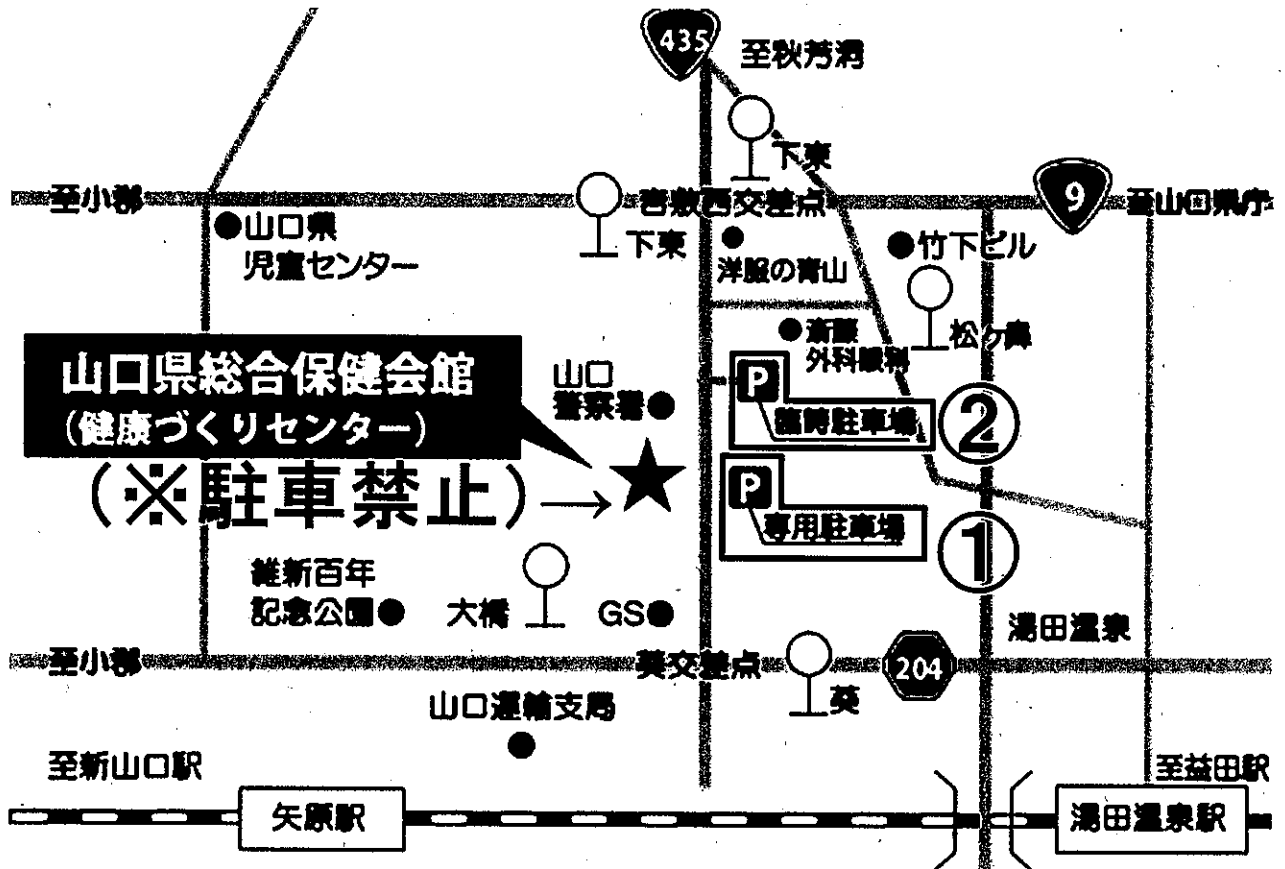
[申込期間]

希望する研修日の2ヶ月前から2週間前まで

〈注〉期間外の申し込みは受付できません。

5. 注意事項

- (1) 受付時間内に来場して下さい。
- (2) 山口県外の営業所等で選任されている整備管理者の方は受講できません。
- (3) 受講をキャンセルされる方は、必ず申し込み先へ連絡して下さい。
- (4) 車で来場される場合は、下記の①又は②に駐車をお願いします。
会場敷地内の駐車場は一般来賓者が使用するため、駐車禁止です。
- (5) 駐車場に限りがあるため会社の中で複数人同日に研修を受講の場合、乗り合わせの上ご来場ください。



ご不明な点は、中国運輸局山口運輸支局（担当：浦上、兼重）までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先 TEL: 083-922-5398